

# 公益社団法人埼玉県農林公社

## 業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人埼玉県農林公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託の契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の「設計・調査・測量」において、申請業務が対象の業務委託に対応する業種で登載されている者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 業務を行うための一定の資格
- (2) 一定の資格を有する技術者の数
- (3) 一定基準を満たす業務実績
- (4) 本社、支社、営業所等の所在地
- (5) 当該業務に配置予定の技術者
- (6) その他理事長が必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第3条 理事長は、公社が設置する公益社団法人埼玉県農林公社契約業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第4条 理事長は、事後審査型入札に付するときは、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 公社ホームページへの掲載
- (2) 行田事務所での閲覧

(設計図書等)

第5条 入札に参加するために必要となる設計図面及び特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書は、公社ホームページに掲載する。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、公社ホームページにより全ての入札参加希望者に周知するものとする。

(業務説明)

第6条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第7条 入札参加希望者は、当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書(様式第11号)」を入札の公告で指定する期限までに公社へ提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、收受印を付した競争参加資格確認申請書の写しを返却された者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第8条 入札保証金の納付については、公益社団法人埼玉県農林公社財務規程第60条第1項に基づきものとする。ただし、次に掲げる場合は、その納付を免除することができる。

(1) 入札参加希望者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 国、地方公共団体及び公社と種類及び規模が同等以上の契約を当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) その他、理事長が認めたとき。

2 入札保証金は、入札後、様式第2号の請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条第4項の規定に準じて還付しないものとする。

(入札金額見積内訳書)

第9条 設計額が500万円以上の建設コンサルタントに係る設計業務(建設コンサルタントの中に建築設計は含まれない)について、入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の執行)

第10条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い執行する。

2 入札前に、入札参加者から競争参加資格確認申請書の写しを提出してもらい、参加資格者であることを確認するものとする。

3 前項の確認終了後の入札参加は認めないものとする。

4 競争参加資格確認申請書の写しを提出したものであっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は認めないものとする。

5 入札公告等で指示がある場合を除き、入札参加者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次の各号に掲げるときに、入札参加者の数が1者になった場合はこの限りでない。

(1) 再度入札のとき

(2) 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき

(3) 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき

(再度入札)

第11条 初度入札において落札候補者がいないときは、再度入札を行う。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札をした者

(2) 最低制限価格の100/108未満の価格の入札をした者

3 第1項の規定にかかわらず、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わないものとする。

4 再度入札は3回まで行うことができる。

(不落時の取扱い)

第12条 再度入札によっても、予定価格の100/108の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格の100/108以上の価格の入札がないとき）は、日時を改めて公告をして、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

2 前項のただし書の規定による随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加した者とする。この場合、再度入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。

(入札の辞退)

第13条 入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を提出させる。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

(開札)

第14条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

2 前項の開札の場合、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

3 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。

4 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理するものとし、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比を行わなければならない。

5 開札の結果は、入札価格の低いものから順次その入札参加者及び入札価格を発表するものとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第15条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

第16条 理事長は、公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負等競争入札参加者心得（以下「心得」という。）第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 参加資格審査のために理事長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

(5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(6) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(7) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

(8) 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札

(9) 入札者の押印のないもの

(10) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

(11) 押印された印影が明らかでないもの

(12) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

(13) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(14) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(15) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたものの

(16) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(落札候補者の決定)

第18条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の100/108以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

(くじによる落札候補者の決定)

第19条 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札候

補者を決定する。

(落札決定の保留)

第20条 落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第21条 理事長は、第18条又は第19条により落札候補者となった者に対し、速やかに様式第3号により電子メール又はファクシミリ、及び電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書(単体企業及び経常建設工事共同企業体(以下「単体等」という。))にあつては様式第4号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第5号。)に一般競争入札参加資格等確認資料(単体等にあつては様式第6号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第7号。以下「確認資料」という。)を添えて、理事長に提出しなければならない。あわせて、その他必要な資料を提出するものとする。

3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日(土曜日、日曜日、休日及び年末年始(以下「休日」という。))を除く。)以内に持参により提出しなければならないものとする。

4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために理事長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

5 前項の場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると理事長が認めるときは、入札参加停止要綱に係る報告手続きなどの措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第22条 理事長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行う。審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、あらためて第18条から第19条の規定に基づき落札候補者を決定し、審査を行う。以下、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。

2 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。

3 参加資格の審査は前条第4項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

4 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書(様式第8号)により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定)

第23条 理事長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電話により入札参加者に通知するものとする。

2 理事長は、落札者から課税事業者届出書(心得標準様式第6号)又は免税事業者届出書(心得標準様式第7号)を徴収するものとする。ただし、特定設計共同体については、構成員それぞれについてこの届出書を徴収するものとする。

3 理事長は、第1項の通知後、契約書(案)、公益社団法人埼玉県農林公社委託契約約款、

設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、様式第10号により、落札者に送付するものとする。

(入札参加資格不適合の通知)

第24条 理事長は、第22条の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(契約保証金)

第25条 契約保証金の納付については、公益社団法人埼玉県農林公社財務規程第63条第1項に基づくものとする。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約者が保険会社との間に公社を被保険者とする契約保証保険契約を締結したとき。

(2) 国、地方公共団体及び公社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) その他、理事長が認めたとき。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第2号の請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

(契約の確定)

第26条 契約は、理事長又は理事長から委任を受けた者と、契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(その他)

第27条 この要綱に定めがない事項は、公社が規定する諸規程の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月20日から施行する。